

発話者自身を指すとみなされている 「人」の用法について¹⁾

西 本 恵 司

(受付 2000年5月8日)

はじめに

本稿の課題は、発話者が発話者自身を指して「人」というとみなされている、そのような「人」の用法について、用法と意味を検討することである。

例を挙げよう。

1. 「そんなに人の顔を見るのはよし給え」(「雌花」大岡昇平)
2. 「なにさ、そんなもんで、ひとをおどかそうっていうの」(「事件」大岡昇平)
3. 浅見は切れた電話に向って、悪態をついた。
ひとをラーメンの出前か何かと間違っているのは、大いに面白くない。(「菊池伝説殺人事件」内田康夫)
4. 「あの連中は、スパイみたいなもんだ、まったく。ひとがいつ出かけて、いつ帰ったか、みんな知ってるんですからね。なん時に帰ろうが、こっちの勝手じゃないか」(「夜の触手」大岡昇平)

鈴木は、「人」の意味は他人、他者である(鈴木, 1976, P.56)のに、上記の例文のような「人」は話者が自分自身のみを指して用いている(同上, P.44)とし、そのような「人」の意味用法を自身の自称詞論と整合的に説明できるとした。

1) 本論は、拙論「現代日本語における「人」と「人間」の用法の基礎的分析(四)(広島修大論集 第39巻第2号 1999)で論じた内容について、さらに論述を補充・整理して再論したものである。

これに対して、本稿では、この種の「人」の用法は、行為の内容のありさま如何に関わることであり、他人であることを表明することではない、と解釈する。そして、鈴木のように、この種の「人」の用法について、それが自称詞とみなされる場合に限って考察するのでは、この種の「人」の用法の意味の理解に限界があると考える。

主要な論点は次の二点である。まず、この種の表現の「人」の意味を「他人」とすることが適切かということ、次に、この種の表現の意味をどう理解し解釈するかという点である。以下の論述では、まず鈴木説の要点を整理し、次いで鈴木説のいくつかの論点について批判するという仕方で、自説を展開することにする。

1. 鈴木説

鈴木説における、発話者が発話者自身を指して「人」というこの種の「人」の用法の理解には、いくつかの特徴がある。

鈴木は、現代日本語の自称詞について、自称のしくみ・構造を説明する「自称詞論」をまず構築した。そして、この種の「人」の用法が「あきらかに自称詞の一種として機能している」とみなされることから、この種の「人」の用法も、先の「自称詞論」と「同様の説明が可能」であると考えられた(鈴木, 1976, P.56, 1966, P.145)。鈴木説の特徴は、この種の「人」の用法とその意味の理解とを「自称詞論」として展開していることである。

本論では、この種の「人」の用法とその意味の理解とを「自称詞論」として展開することの是非を問題とすることになるが、ここではまず、鈴木説の主要な考え方を見ておくことにする。

以下では、「自称詞論」を支える中心的な概念である「相手依存の相対的(間接的)自己規定」という考え方について、そして発話者を指して「人」という用法についての鈴木の考えを、論点に必要な限りで、概括しよう。

西本：発話者自身を指すとみなされている「人」の用法について

1-1. 「相手依存の相対的（間接的）自己規定」について

現代日本語の自称のしくみあるいは構造を特徴づけるのは、鈴木によれば、それが「相手依存の相対的（間接的）自己規定」という性格を持つということである（鈴木，1976，P. 56, 1996, P. 145）。

これは日本語の自称詞は、話し相手によって様々に変わるという考え方である。「話者が自分を指す言葉を色々と使いわける現象」は、「話者の言語的自己規定」と呼ばれている（鈴木，1972，P.243）が、日本語において話者が言語的に自己規定する方法は、「相手から自分を見たら、一体自分は彼の何に相当するだろうと考えてのこと」（同上，P.247）である。日本語は対象に依存した言語的自己規定を行なう言語だとする考え方である。

ところで、こうした自己規定の仕方は、自分と相手がともに含まれ、しかも共通に是認する人間関係あるいはハイアラキイ（秩序階層）の存在を前提としている。「人は、自分の家庭をはじめとし、職場、社交、その他いくつかのハイアラキイに属しているものである」と、「自分と相手を含むハイアラキイの中の相手と自分の相関関係から、言語的に、どのように自己を把握するかが決定されるのだ」（鈴木，1963，P. 366-367）。

こうした自己規定の仕方を支える文化社会的関係を鈴木は「社会的枠組」（鈴木，1987，P. 74）とも言い、このような枠組の中で相手の立場から自分の座標を規定するのが、自称のしくみであるとする。

ところで、「社会的枠組」に基づく人間関係の用語を用いて自称するしくみには、もう一つの重要な前提がある。それは、自分も相手もある枠組の中の関係に基づいて相互に言語的に自己規定することを許し合っている、あるいは認め合っているということである。そのような心情的な関係を、鈴木は「心理的な共通の枠」とか「同調的枠組」とか「共感同調的つながり」と表現している（鈴木，1976，P. 56-57）。

1-2. 発話者が発話者自身を指して「人」という用法について

鈴木はこの種の「人」も自称詞とみなしているので²⁾、この種の「人」の用法とその意味の理解は、先に概括した「自称詞論」と整合性をもって、説明できると考えている。

まず、この種の「人」ということばの、ことばの意味が、次のように理解される。

「ひとということばは、人間を総称的に把握する用法を除けば、すべて自分でない他人、他者という共通の意味を持つことばである。」(鈴木, 1976, P. 56, 1996, P. 146)

次に、この種の「人」の用法について、その意味（どのような用いられ方をしているかの理解）は次のように把握される。

「自称詞としてのひとは、話者にとって嬉しかったり、楽しかったりする事柄の場合には使われていないということである。反対に相手から何かの心理的な被害を蒙ったという気持ちが一様に見られる。そこで当然の結果として相手に対する話者の関係は、怒り、不満、焦燥、非難といった一種の心理的対立の性質を帯びている。」(鈴木, 1976, P. 55, 1996, P. 143)

以上のような、ことば上の意味の理解と、用法上の意味の理解は、「自称詞論」としては、どのようなこととして了解されるであろうか。

「自称詞論」の要点は、先に見たように、自称とは「相手依存の相対的(間接的)自己規定」であるということ、そしてそれを可能にする、発話者と相手とが共に含まれる「社会的枠組」が存在するということであった。

この種の「人」の用法を「自称詞論」として説明するには、「人」と自称する言語的しくみがこの二点から明らかになるというものでなければならぬ。そしてなおかつ、この種の「人」の用法上の意味が、それによって、よく解釈できることが必要である。

鈴木説でこのような点がどのように説明されているか見てみよう。

2) 鈴木は「人」や「他人」といったことばも「社会的枠組」に基づいた人間関係の用語であるとみなしているが、筆者はそのようには考へない。

西本：発話者自身を指すとみなされている「人」の用法について

まず、「相手依存の相対的（間接的）自己規定」というしくみについていえば、この種の「人」の用法は、まぎれもなく「相手の視点」（鈴木、1976, P.56）である、とする。つまり、相手の立場から見て「人」であるという、そのことばを発話者が自称するという事態が成立している、とする。

「話者が自分を自らひとと呼ぶことが出来る視点とは、相手の視点に他ならない。」（同上, P.56）そして、「話者が相手に向って自分のことをひとと称することは、私はお前から見れば他人だよということを言語的に宣言する行為なのである。」（同上, P.56）鈴木説において、「人」というのは「他人」を意味する。自分を相手から見て「人」とすることは、「わたし」は「他人」だよ、と言うことだと理解されているのである。

では次に、発話者と相手とが共に含まれる「社会的枠組」についてはどうであろうか。発話者が「人」と自称する場合には、この枠組が「拒否」されている、という。

「相手の立場から自分を見ながら、同時に自分と相手を共通に含む同調的枠組を拒否する時に、話者は始めて相手にとっての他者、つまりひとの資格を獲得するのだ。」（同上, P.56）自分を「人」と自称することは、「他人」であることを宣言することであり、それは、「社会的枠組」にある心理的共感のつながりを拒否することだと理解されているのである。

このようにして、発話者自身を指す「人」の用法は、鈴木においては、自称詞論として展開することが可能である、と考えられているのである。

2. この種の「人」の用法の理解

2-1. 「人」を使った、「すべきである（ない）こと」という表現について

私達は日常の振る舞いについて、「人」を使った、これはしてはいけない、こうすべきだ、こうした方がいいなどという表現を用いている。例えば、「人に迷惑をかけてはいけない」とか、「人のものをとってはいけない」とか、「人のいやがることをしてはいけない」などの表現を用いて、自分の行

動についても、他者の行動についても、注意したり、戒めたり、諫めたりしている³⁾。自分ばかりではなく、他者にもそれを遵守することを求めているのである。このような振る舞いを規制する表現の「人」の意味について考えてみたい。

例えば、次のような三通りの注意の仕方を比較してみよう。

まず、(1) 個々の動作をやめさせる注意。例えば、「そこに三輪車置かないの」など。次に、(2) 「そこに置くと、おじさんの邪魔になるよ（なるでしょう）」という注意の仕方。そして、(3) 「人の邪魔になるよ（なるでしょう）」という注意の仕方。

(2) と (3) には、ある動作をしてはいけない理由が述べられている。(2) は、個々の動作が引き起こす個々の事実的な結果を、理由として述べ立てたものである。それに対して (3) は、ある動作がおじさん個人にとって不都合だからやめなさいと言うのではなく（これは (2) にあたる）、誰にとっても邪魔になる（あるいは迷惑になる）ことはしてはいけない、ということを理由として言い立てていると考えられる。

つまり、「人」を用いた表現は、個々の動作や振る舞いが引き起こす結果をより一般的に述べ、それが一般的にどのような行為にあたるかを述べているのである。

さて、(2) (3) のしかり方には、以上のような違いがあるが、その違いは鈴木説ではどのように考えられるであろうか。

(2) は「おじさん」が使われているように、ある「社会的枠組」を是認した上での発話である。では (3) はどうであろうか。この場合の「人」は自称詞ではないので鈴木説の自称詞論では取り上げられる余地がない。しかし、この「人」は「他人」を表すというわけだから、「他人の邪魔になるよ（でしょう）」という発話として理解される。

だが、「人」を用いた表現と、その表現の「人」を「他人」で言い換えた

3) ここに挙げた三つの表現は、1998年に調査した、学生がよく用いる表現の上位三つである。その際の調査結果は本論文末に、参考資料として載せている。

西本：発話者自身を指すとみなされている「人」の用法について

表現とは、全く同一の表現とは言えない。まず、先に注意の仕方を三通り例示したが、「他人」を使って注意することはまずないと思われる。それより、居合わす場面では「他の人」の方が通常よく用いられ、その場合には具体的な場面に即した理由として述べられていると考えられる。それに対して、「人」を用いた表現も、居合わす具体的な場面で用いられるのであるが、しかしこちらは、行為の一般的意味内容を述べる表現であると考えるのである。

我々は「すべきである（ない）こと」を、日常、「人」の表現を用いて言い表わしており、それを共通の理解としていわば社会的に共有していると言えるのではないだろうか。例えば（3）のような注意の仕方は、そこに居合わす人たちに、そのような共通の理解の共有を「再認」させると同時に、そのことによって、近所の誼（よしみ）や感情的共感が保たれる、と言えよう。

2-2. この種の「人」のことばの意味を「他人」と考えるのは適切か

鈴木説では「人」ということばの意味について、すこし触れられているが（鈴木, 1976, P. 43-44, 1996, P. 132-134）、「人」が他者・他人を意味するという理解が特に重要視されている点が注目される。

「ひとということばは、人間を総称的に把握する用法を除けば、すべて自分でない他人、他者という共通の意味を持つことばである。」（鈴木, 1976, P. 56）「話者が相手に向って自分のことをひとと称するということは、私はお前から見れば他人だよということを言語的に宣言する行為なのである。」（同上, P. 56）

「人」ということばの理解のうち、「自分以外の他者を意味する」という表現は注意を要する。というのも、「人」が他者を指すことを、直ちに、それは「他人」を意味すると理解すべきではないからである。何故なら、他者を指すことと、それが「他人」を意味することとは、別のことであり、他者を指す「人」の用例ではあっても、それを「他人」で言い換えることの

できないものも多いのである。そのような例を挙げよう。

1. 甲板を人が歩いて来た。

暗いのでよく見えないが乗組員のようである。(「パナマ運河の殺人」平岩弓枝)

2. 人が動いたのは、その灯影の中である。(「青の伝説」平岩弓枝)

3. 「今しばらくの我慢だよ。おばあちゃんの家へ帰ったら、白いご飯を山のように盛ってあげるからね。人の食べるところなんか見るものじゃない」(「流れる星は生きている」藤原てい)

4. 「……、そしたら光照がちょっと人に会ってくるって、ロッジを出て行ったの。……」(「青の伝説」平岩弓枝)

5. 「たしかです。人が来た時は、すぐこの柱時計を見る癖があるので、おぼえています」(「夜の触手」大岡昇平)

これらの「人」は確かに他者を指してはいるが、「他人」と言い換えるのが不自然、あるいは不可能に感じられる。このことは、「他者」を指してはいるが、「他人」とは捉えられない、捉え方があるということを意味している。

2-3. 「一般的」ということについて

さて、ここで、「一般的意味内容」という場合の「一般的」ということを、もう少し検討しておきたい。

2-2. の例文3は、先の2-1. で述べたように、母親が子供のある振る舞いを禁じようとしている表現で、言うまでもなく「人の邪魔をするんじゃない」など、「人」を使った「すべきではない」ことを表した表現の一種であり、行為の一般的意味内容を表現していると考えた。

ところで、このような表現の「人」の意味は普通には鈴木も述べているように「他人」と考えられているのだが、それはどのように理解されるであろうか。

このような「人」は、その場に居合わせる人を指して用いられている、と

西本：発話者自身を指すとみなされている「人」の用法について一応考えることができる。そして、「偶然居合わす（ことになった）人（たち）」を、その現場において指す場合には、普通、「他の人」が用いられる。例文を挙げよう。

6. 子ども達には周りが見えていないのである。……。無理もないと思ったが「自分たちだけが乗っているんじゃないよ。他の人の迷惑になるからやめなさい」としかった。

(中国新聞、広場、97.11.9)

例文3も例文6とともに母親が子供をしかっている例文である。その場合に、「他の人」を使ったしかり方と「人」を使ったそれとが、居合わす場で両方使われている。それで、「人」が「他人」と同等の内容として理解されることになるのだが、しかしそれでは両者の意味の違いを見逃すことになる。

その意味の違いをはっきりさせるためには、「人」が本来どのような場面で用いられているかを見る必要がある。「人」は居合わす場を念頭において、それを振り返った時に使われるるのである。例文を挙げよう。

7. しばらくして、突然中年のおばさんに怒鳴られました。「あんたたち、荷物ひざの上におきなさい。他の人が座れないじゃないの!!」こんなに言われたことがなかったので、びっくりしました。

(朝日新聞、声、97.1.18)

8. それから私考えました。ゆとりとは、他の人のことを考え、譲り合う心。たくさんではなくても、できるだけ人に親切にふるまうこと。それが豊かな社会をつくるための一歩になると思います。

(同上)

例文7は、居合わす現場において語られているので、例文6同様、「他の人」が用いられている。しかも、ここで発話者が自分たちのことを指して、「人」ではなく「他の人」を用いているのである。例文6、7は、先の2-1.の表現を使えば、事実的な結果を理由として述べ立てたもので、そのよう

にして、ある振る舞いをやめさせようとしている、と考えられる。このように、居合わせ場で事実的な結果を理由にして述べたてる場合に、発話者が発話者自身を指すときには「他の人」を用いると言える。

それに対して、例文8は、そのような現場を離れて、しかもその現場での出来事を念頭に置きつつ語られており、ここに「人」を使ったすべきこと、する方がいいことなどの表現が出ている。つまり、現場の事実をもう一度振り返って見るとき、より一般的に言い換えられた表現として、「人」を用いた表現が現われているのである。

ところで、例文3は、居合わせ現場で用いられた、「人」を使った「すべきである（ない）こと」を表した表現であり、しかも、それが「他人」とも「他の人」とも言い換えられると考えられる。このような事態はどのように考えたらいいであろうか。

例文3のような表現は、「行為の内容のありさま」（行為の一般的意味内容）に関わった表現で、子供のしていることがどのような行為にあたるかが述べられている。そして、このような表現では、この「人」が誰を指すかは、発話されるコンテキストによって決まる。従って、たとえ「他人」「他の人」との言い換えが可能でも、直接的にその場に居合わせ人をそのように指示していると考えるのではなく、それは、この表現が発話される状況によって、そう理解できると考えるのである。

このような考えは、例文8の場合にも適用できる。「人に親切にしなければならない」という、とるべき行為のありように関わる表現が、ある居合わせた現場を念頭に發せられると、この場合の「人」はその状況に応じて「他の人」とも「他人」とも言い換えられると考えられる。つまり、「他人」や「他の人」との言い換えが可能になるのは、この種の「人」を用いた表現を具体的な状況・現場にあてはめてみた場合であり、それに応じて、言い換えの可能性が生じると考えるのである。

そして、先にも述べたように、例文3のような「人」を使ったしかり方は、より一般的な理由づけであり、例文6のようなしかり方は、現場の状

西本：発話者自身を指すとみなされている「人」の用法について

況に即した個別具体的な理由づけであるというように、そのしかり方の理由づけが違うのであるから、たとえ言い換えが可能であるとしても、そのことで、このような表現の「人」について、それが「他の人」や「他人」を直接意味すると考えるべきではないのである。

2-4. 「相手の視点」ということについて

発話者が自分のことを指して「人」と言う例として、以下のような文例がある。

1. ひとの名前を間違えることの非礼さがわかっていないのであろうか。

おれは草波立雄などという人間ではない。（「シナプスの入江」清水義範）

2. 「人の気も知らないで」

美美子が脹れっ面をして言った。（「焦茶色のパステル」岡嶋二人）

3. しかし二人の奥さんから抗議が出た。

「ね、藤原さん、人の安眠妨害しないでよ」（「流れる星は生きている」藤原てい）

鈴木説では、「対話の場面で話者が自分を自らひとつ呼ぶことができる視点とは、相手の視点に他ならない」（鈴木、1976、P.56）とされる。

これらの各文の「人」について、鈴木の言うように、発話者が「相手の視点」から「自分」を「人」と呼んでいると、そのように理解しようとするのは、この場合の「人」を「わたし」（例文3は「わたしたち」）と考えているからではないか。つまり、これらの各文で「わたし」が「人」になっているのはなぜか、というのがそもそも鈴木の問題理解であると言える。そして、実際、鈴木も「ひとが明らかに話者自身を指す代名詞として解釈できる場合のみを拾ったのである。」（同上、P.53）と述べている。ここで明らかに鈴木は、発話者が「わたし」を「人」と言っている場合のみを扱

うと、宣言しているのであり、それが可能なのは「相手の視点」であるという仕方で、この問題を解決しようとしていると言える。そして、この「相手の視点」という概念は、1-1. で述べた、「相手依存の相対的（間接的）自己規定」と鈴木が言う「言語的自己規定」に他ならないと言うのである。

しかし、この「人」は発話者自身を直接意味する代名詞ではなく、前節(2-3.)でも触れたように、状況によって「話者」を指しているにすぎないと考えられる。次のような例を考えてみよう。

4. 「君、そんなふうに人を悪し様に言うもんじゃないよ」

このような発話において、「人」が誰を指すかは、この発話だけからでは決定できない。ここで言われているのは、「君」が「人を悪し様に言う」ということである。しかもそのような行為はなすべきではなく、なすべきではないようなことをしている、というのが非難の中心である。この「人」が誰を指すかはこの発話がなされたコンテキストによって決まる。それは、発話者自身のことでもあれば、その場に居合わせる「他者」のことでもありますし、その場にはいない第三者のことでもあります。つまり、この「人」が誰を指すかということとは関係なく、この発話の非難の意味を語ることができるのである。ところが鈴木説は、この発話のもつ非難の意味を、発話者が自らを「他人」と宣言することだけを根拠に語ろうとしている。しかし、果たしてそれはこの発話がもつ非難の意味を解明することになるであろうか。

さて、上記の例文に話を戻そう。これらの各文では、「ひとの名前を間違える（こと）」(1), 「人の気も知らない（こと）」(2), 「人の安眠（を）妨害する（こと）」(3), というそれぞれの事柄が行なわれたことに対する非難を述べていると考えられる。そしてそれを行なった主体は、例文2, 3では、対話の相手であり、例文1では、第三者である。その主体がなしたことに関して、発話者が非難しているのである。その非難を、例文3を例にとれば、「あなた」がしたことは「人の安眠を妨害すること」だ、つまり

西本：発話者自身を指すとみなされている「人」の用法についてすべきではないことをしているのだ、という仕方で行なっている、と考えるのである。従って、ここで「視点」を問題にするのであれば、「相手」がしている行為の一般的意味理解を「相手」の立場から言っている、そういう仕方で「相手の視点」を考えるべきである。

2-5. 「人と人」という捉え方について⁴⁾

鈴木によると、発話者が「自分」を「人」(つまり、鈴木の場合は「他人」と呼ぶことができる)、「相手の視点」であり、それは「私はお前から見れば他人だよ」ということを「言語的に宣言する行為」であった(鈴木、1976、P.56)。

しかし、本論ではその解釈はとらない。そうではなく、相手がしている行為の一般的意味理解を、相手の立場から言っていると解釈する。そして、この「相手の視点(立場)」という考えについても、鈴木の解釈はとらない。つまり、他人と宣言することとは解釈しない。そうではなく、「人と人」という捉え方に見られるように、相手を端的に「人」と捉える捉え方にもとづいて、「相手の視点」を考えることである。

「人と人」という表現について、例文を挙げよう。

1. 「将棋は人と人の勝負ではなく、盤上の推理ゲーム。勝ち負けは結果としてついてくる。」 (朝日新聞、ひと、98.5.2)
2. 人は一人では生きていけない。だから、人と人との調和ということが、大切になってくる。自分のことも大切だが、何よりも人のことを大切にし、どうすれば人の役に立つことができるかを、考えたい。 (中国新聞、広場、98.3.8)

これらの例文からもわかるように、「人と人」という表現は、個人と個人の向き合いを意味し、そこでは端的に相手が「人」と指されている。例文

4) 拙論「現代日本語における「人」と「人間」の用法の基礎的分析(三)」(広島修大論集 第39巻第1号 1998)の「4-3.」参照。

2には、「自分」と対比された「人」という表現があるが、この例文の「人と人」という表現において、一方が自分と対比された自分以外の「人」であれば、他方の「人」は「自分」とも解釈できる。あるいはまた、自分と対比された自分以外の「人」同士であってもかまわない。

さて、このような仕方で捉えられている「人」は、「他人」とも「他の人」とも言い換えにくく、自・他が端的に「人と人」で捉えられている。そして、このような捉え方において、「相手の視点」で相手の行為の意味内容を語るとき、「相手の相手」である発話者自身が、「人と人」という捉え方にもとづく、「人」と語られる、と考えるのである⁵⁾。

2-6. 「同調的枠組の拒否」という考え方について

ここで問題としたい点は、相手に対する非難は、どのような仕方でなされているのか、という点である。言い換えれば、相手を非難するということの構造を、この種の「人」を用いた表現に即して考えてみたい。

鈴木説ではそれを次のように説明している。前節の例文3や例文5のような「人」を用いた表現は、「他人」であることを宣言することであり、そのようにしてこれまでの共感的なつながりを拒否しそれを断つことだと理解されており、それは「同調的枠組の拒否」として、特徴づけられている(鈴木, 1976, P.56)。

それに対して本論は次のように主張する。私達は、相手の行為を非難しそれをやめさせようとする場合、その行為が一体どういう行為であるかを言明し、それが「すべきである（ない）」という共通の理解に反した行為であることを指摘することで、やめさせようとしている、と考えるのである。その際、相手のなした（なしている）行為を語るにあたって、相手の視点でそれを語るという形がとられており、それによって発話者自身を「人」

5) 鈴木説では「人」は「他人」を意味し、「人」と自称することは相手との「同調的枠組」を拒否することと考えられているが、「人と人」という捉え方では、相手との関係において、鈴木の言うような「同調的枠組の拒否」はない。

西本：発話者自身を指すとみなされている「人」の用法について
と指示することが生じている、と理解するのである。

ところで、鈴木（1976）には、発話者自身を指して「人」が用いられている文例が27例あげられており、そのうちの14例が鈴木（1996）に再録されている。この14例について、「人」が使われている人間関係をみると、次のようになる。家族（親子、また家族同然の人）2例、夫婦2例、姉妹1例、友人2例、親しい知人3例、職場の関係2例、ある関係でたまたま話すことになった人2例である。このことからも、この種の表現が日常的によく顔を合わせる関係の間で使われていることがわかる。鈴木の挙げている例を3例、挙げよう。

1. 「……ゆみちゃん、お母さん、殴ったりしてごめんね。……」「いいのよ、お母さん。ああいうのは愛のムチとかいって、いいことになっているらしいから……。なんか御馳走たべたいわ。」「まあ、人をからかって……脅迫して……。昨日到來した長崎カステラの箱をあければいいんでしょう。……」（石坂洋次郎「あいつと私」新潮文庫、P. 10）
2. 「……まあ、いいわ。私のことは自分がなんとかするから、貴女もいつまでも自動車なんか乗ってないで、さっさと嫁いでしまいなさいよ、ね」……。「まあ、ひどい。ひとがせっかく心配してあげているのに。ねえさんこのごろちとヒステリー気味ね」（石坂洋次郎「暁の合唱」新潮文庫、P. 395-396）

これらはそれぞれ母と娘、職場の親しい人との対話である。娘の行為を心持ちたしなめたり（1）、自分の気持（感情）を言って少しずねてみせたり（2）している。これらの例では、それぞれの行為（していること）を「相手の視点」（2-4, 5.）から、どんな行為かを言い合うことが、さらに二人の関係を深めていると言える。

3. いっても無駄だとわかりながら、やはり、和代はいわずにいられない。「あんまり、人を困らすのじゃないわ。同じ日本人じゃない

の」(平岩弓枝「女の顔」文春文庫, P. 211)

これは、たまたま会って話すことになった見知らぬ者同士の会話である。相手の行為（態度）の内容を指摘して、話が面倒にならないうちに解決しようと促している。ここには先の例文1, 2とは違った心理的な関係があるとしても、「人」を使った表現の用法の意味に違いはない。

これらの例文に見られるように、この種の「人」を使った表現は、「同調的関係の拒否」を表明していると考えるのではなく、2-1. で述べたように、社会的に共有されている共通の理解（あるいは心情）に訴えようとしていると考えられるのである。つまり、この種の「人」を使った表現は、相手の行為をやめさせようしたり、相手の行為の内容を指摘したりする場合に、こうした共有された理解に基づけたり、訴えたりしているところに、意味があると考えるのである。

まとめ

発話者自身を指すとみなされている「人」の用法について、まとまった見解を発表しているのは鈴木孝夫である。しかし、鈴木はこのような「人」を自称詞の一種とみなしているので、その結果、考察の対象が、発話者を指すとみなされる場合の「人」の用法にかぎられている。

それに対して本論では、この種の「人」の用法は、「人の迷惑になるようなことはするな」などの「人」を用いた「すべきである（ない）こと」を表す表現の一種であるから、このような表現の意味の考察が必要であると考えている。

そして、「人」を用いた「すべきである（ない）こと」を表す表現は、社会的に共有された理解であり、行為を規制するものとなっており、そこからある行為を非難したりすることが生じてくると考える。

ところで、このような表現が話し相手の行為を非難したり、やめさせたりしようとする場合に、相手のしている行為の意味内容を指摘する仕方で

西本：発話者自身を指すとみなされている「人」の用法について
用いられると、「人」が発話者自身を指すとみなされる用法が生じるという
のが、本論の主張である。

鈴木説で考察の対象が狭められた理由は、この種の「人」の用法の理解
を自身の自称詞論と整合させようとしたためであることは疑えない。本論
では、この「種」の「人」の用法を自称詞論としてだけで展開することは
できないと考えるのである。

参考文献

1. 「言語と社会」鈴木孝夫 岩波講座「哲学XI 言語」所収 1963
2. 「日本人の言語意識と行動様式」鈴木孝夫「思想」No. 572 所収 1972
3. 『ことばと文化』鈴木孝夫 岩波新書 1973
4. 「自称詞としての『ひと』」鈴木孝夫慶應義塾大学言語文化研究所紀要8号 1976
5. 『教養としての言語学』鈴木孝夫 岩波新書 1996
6. 「現代日本語における「人」と「人間」の用法の基礎的分析（三）」西本恵司
広島修大論集 第39巻第1号 1998
7. 「現代日本語における「人」と「人間」の用法の基礎的分析（四）」西本恵司
広島修大論集 第39巻第2号 1999

参考資料

「人」を使った「すべきである（ない）こと」を表す表現について
この資料は、1998年度前期に行なわれた「総合教養コース（世界の言語と文化）」
の授業のうち、「日本語と日本語教育」の授業参加者に対して行なった調査をまとめ
たものである。

授業参加学生総数は、146名、その内男子学生は44名、女子学生は102名であった。
各人に、「人」を使った「すべきである（ない）こと」を表す表現で、日頃よく使っ
ている表現を三つ連記するよう指示した。こうして、重複も含めて総数464の用例が
集まった。そのうちの上位から、25例を以下に列記する。この25例は全体の80.4%に
あたる。用例の1～3で、全体の30.4%，1～10までで、全体の53.2%を占めている。
なお、用例のあとに数字は重複数である。

- | | |
|------------------------|----|
| 1. 人に迷惑をかけてはいけない。 | 39 |
| 2. 人のものをとって（盗んで）はいけない。 | 27 |

広島修大論集 第41巻 第1号(2) (人文)

3. 人の気持を考えなさい。	25
(人の立場にたって行動しなさい。 2)	
人のいやがること (いやなこと) をしてはいけない。	25
(人にいやな思いをさせるな。 2)	
人に危害を加えてはいけない。	25
(殺す 5, たたく 4, 暴力をふるう 3, やつあたりする 3, いじめる 2, けんかする 2, 泣かせる 1, 刺す 1, さらう 1, いじわる 1)	
6. 自分がされていやなことは人にしてはいけない。	24
(自分がしてほしいことを人にしろ。 1)	
人に親切にしなさい。	24
8. 人にうそをついてはいけない。	21
9. 人の言うことを聞きなさい。	19
10. 人の悪口を言ってはいけない。	18
11. 人が傷つくことはしてはいけない。	16
12. 人にやさしくしなさい。	14
人に思いやりを持ちなさい。	14
人を馬鹿にしてはいけない。	14
(けなす 2, 見下した言い方をする 1, 見下す 1, さげすむ 1, あざわらう 1, 侮辱する 1)	
15. 人に会ったらあいさつをしなさい。	9
(人に会ったら礼儀を守りなさい。 2, お礼を言う 1)	
16. 人をだましてはいけない。	8
人を大切にしなさい。	8
人を頼ってはいけない。	8
人の目を見て話しなさい。	8
20. 困った人をたすけなさい。	7
(人をたすけなさい。 1)	
21. 人の困ることをしてはいけない。	5
人の顔をじろじろ見るな。	5
(にらむ 1)	

西本：発話者自身を指すとみなされている「人」の用法について	
人と仲良くしなさい。	5
24. 人の役に立つことをしなさい。	3
(人のためになることをしなさい。 1)	
25. 人の目を気にするな。	2

Summary

On the Usage of the Speaker-indicating '*hito*'

Keiji NISHIMOTO

A word '*hito*' has many meanings in Japanese. It is basically defined as a person or an individual, but it means, in many cases, another person or other people. In our daily life, we describe, by means of using '*hito*', non-approved actions of the person (or people) being spoken to, either for a third person or for the person speaking.

In the case of the latter, it occurs that the word '*hito*' indicates the speaking person him/her self.

In this paper, I attempt a new interpretation of this verbal usage.